

## 施設整備計画書作成のための基礎数値について

きたくり保育園の建物整備について、現時点では令和4年度以降の国の補助制度は未定となっております。

今回の移管申込に当たり、申込書様式6については、次のとおり令和3年度保育所等整備交付金により算出した内容を参考として、積算してください。

なお、保育所等整備交付金における法人の負担分について、保育所移管の際には、盛岡市で単独補助を予定しております。

○ 定員 90人（定員変更なし）の場合

（単位：円）

項 目	補助金交付額	内 訳		
		国負担分 (交付基準額)	市負担分 (交付基準額の1/2)	法人負担分 (交付基準額の1/2) ※市単独補助相当額
保育所本体		98,500,000		
開設準備費加算		990,000		
設計料加算		4,925,000		
計	208,830,000	104,415,000	52,207,000	52,208,000

（注1）実際の補助額は市の予算編成の状況や建物整備の設計内容、工事契約額などに基づいて変動します。この金額を保証するものではありません。

（注2）保育所等整備交付金では、保育所本体工事部分が補助対象となっており、外構工事（門扉設置工事、フェンス工事など）や大型遊具設置工事などは対象外となっております。

（注3）設計料加算は、国からの交付金内示前に実施設計の契約を行った場合、補助対象外となっております。